食安発 0 8 0 8 第 1 号 平成 2 6 年 8 月 8 日

都道府県知事各 保健所設置市長特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、 添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第97号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成26年厚生労働省告示第323号)が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、グルタミルバリルグリシンを省令別表第1に追加したこと。

- 2 告示関係
 - (1) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬シアゾファミド、農薬ジカンバ、 農薬1,3-ジクロロプロペン、農薬シプロジニル、動物用医薬品ジルパ テロール、動物用医薬品セファゾリン、動物用医薬品及び飼料添加物ナラ シン、農薬ブプロフェジン、農薬ペンチオピラド、農薬ボスカリド、農薬 マンジプロパミド、動物用医薬品及び飼料添加物モネンシン、農薬モリネ ート及び農薬ルフェヌロンについて、食品中の残留基準を設定したこと (別紙参照)。

(2) 法第11条第1項の規定に基づき、グルタミルバリルグリシンの成分規格を設定し、試薬・試液等を改正したこと。

第2 施行・適用期日

- 1 省令関係
 - 公布日から施行されるものであること。
- 2 告示関係

公布日から適用されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成27年2月8日から適用されるものであること。

農薬等	食品
ジカンバ	えだまめ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の脂肪、その他の家きんの脂素をんの卵
シプロジニル	その他のあぶらな科野菜、チコリ、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実、その他のオイルシード、その他のスパイス及びすもも(乾燥させたもの)
ナラシン	牛の筋肉、牛の腎臓、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
ボスカリド	りんご、牛の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、 牛の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食 用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の 筋肉、鶏の脂肪、鶏の肝臓、鶏の腎臓及び鶏の食用部分
モネンシン	牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動

物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分

小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、 大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆 類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんに ゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこ ん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋 わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケー ル、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブ ロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィ ー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、 レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、 にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじ ん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり 科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、き ゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まく わうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オ クラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだま め、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他 の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、 グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りん ご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリ ン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、 ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベ リー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウ ィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴ ー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひま わりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、 その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモン ド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、

モリネート

第3 農薬等の残留基準に関する事項

1 運用上の注意

(1) 今回基準値を設定するジカンバとは、農産物(大豆に限る。)及び畜産物にあってはジカンバ、3,6-ジクロロ-2-ヒドロキシ安息香酸(以下、

ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ

この項において「代謝物B」という。)をジカンバに換算したもの及び代謝物Bの抱合体をジカンバに換算したものの和をいい、農産物(大豆を除く。)にあってはジカンバをいうこと。

- (2) 今回基準値を設定する1, 3-ジクロロプロペンとは、1, 3-ジクロロプロペン(E体)及び1, 3-ジクロロプロペン(Z体)の和をいうこと。
- (3) 魚介類(さけ目魚類に限る。)、魚介類(うなぎ目魚類に限る。)、魚介類(すずき目魚類に限る。)、魚介類(その他の魚類に限る。)、魚介類(貝類に限る。)、魚介類(甲殻類に限る。)及びその他の魚介類に設定されているシプロジニルの基準値については、これらの基準を統合して「魚介類」として基準値を設定すること。
- (4) 今回基準値を設定するナラシンとは、ナラシンAをいうこと。
- (5) これまでボスカリドとは、畜産物にあっては、ボスカリド、2ークロローNー(4'ークロロー5ーヒドロキシービフェニルー2ーイル)ニコチンアミド(以下、この項において「代謝物B」という。)及び代謝物Bのグルクロン酸抱合体をボスカリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあっては、ボスカリドのみをいうこととしていたが、今回基準値を設定するボスカリドとは、ボスカリドのみをいうこと。
- (6) 羊、馬、山羊及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)に設定されているボスカリドの基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定すること。
- (7) 今回基準値を設定するモネンシンとは、モネンシンAをいうこと。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく農薬シアゾファミド、農薬 1,3 - ジクロロプロペン、農薬ブプロフェジン、農薬ボスカリド、農薬マンジプロパミド及び農薬ルフェヌロンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、1,3 - ジクロロプロペン、ジルパテロール及びナラシン試験法については、後日通知することとしていること。

第4 添加物に関する事項

運用上の注意

使用基準関係

グルタミルバリルグリシンの使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう、関係業者に周知すること。

シアゾファミド(殺菌剤)

シアソプァミド(殺菌剤)			
食品名	(3)	基準値 [※] (正後)	(改正前)
.l. =		ppm	ppm
小麦	0	0.05	0.05
大豆	0	0.3	0.3
小豆類	0	0.1	0.1
ばれいしょ	0	0.05	0.05
こんにゃくいも	0	0.3	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0	0.3	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0	25	25
かぶ類の根	0	0.3	0.3
かぶ類の葉	0	20	20
はくさい	\bigcirc	2	2
キャベツ	\bigcirc	0.7	0.7
ケール	\bigcirc	15	15
こまつな	\bigcirc	15	15
きょうな	\bigcirc	10	10
チンゲンサイ	\bigcirc	3	3
ブロッコリー	\bigcirc	1	1
その他のあぶらな科野菜	\bigcirc	20	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0	10	10
たまねぎ	0	0.05	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	0	2	2
わけぎ	0	5	5
その他のゆり科野菜	0	3	3
にんじん	0	0.09	0.09
みつば	0	10	10
トマト	$\overline{\bigcirc}$	2	2
ピーマン	$\overline{\bigcirc}$	1	1
なす	\bigcirc	0.5	0.5
その他のなす科野菜	$\overline{\bigcirc}$	2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	Ô	0.7	0.7
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。)	\bigcap	0.7	0.5
しろうり	\bigcap	0.1	0.1
すいか	\bigcap	0.05	0.05
メロン類果実	\bigcap	0.05	0.05
まくわうり	\cap	0.03	0.03
その他のうり科野菜		0.1	0.1
ほうれんそう	\cap	25	25
しようが	0	3	3
えだまめ		<u>5</u>	
その他の野菜		10	10
みかん		$\frac{10}{0.7}$	0.7
なつみかんの果実全体			
		2	2 5
レモン	\cup	5	5

シアゾファミド(つづき)

食品名		基準値 [※] (正後)	残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	\bigcirc	5	5
グレープフルーツ	\bigcirc	5	5
ライム		5	5
その他のかんきつ類果実	\bigcirc	5	5
tt	\bigcirc	0.3	0.3
ネクタリン		1	1
いちご	\bigcirc	0.7	0.7
ぶどう	\bigcirc	10	10
パパイヤ	\bigcirc	0.5	0.5
その他の果実	\bigcirc	1	1
ホップ		10	10
その他のスパイス	\bigcirc	10	10
その他のハーブ	\bigcirc	15	15

ジカンバ(除草剤)

ンガン・、(
食品名		基準値 [※] 江後)	残留基準値 (改正前)
	I	opm	ppm
米(玄米をいう。)	\bigcirc	0.05	0.05
小麦	\bigcirc	2	0.5
大麦		7	0.5
ライ麦	\bigcirc	0.1	0.1
とうもろこし	\bigcirc	0.5	0.5
そば	\bigcirc	0.05	0.05
その他の穀類	\bigcirc	4	3
大豆	\bigcirc	10	0.05
ばれいしょ	\bigcirc	0.05	0.05
さとうきび	\bigcirc	1	0.1
アスパラガス	\bigcirc	5	3
えだまめ			10
綿実	\bigcirc	3	3
牛の筋肉		0.03	0.1
豚の筋肉		0.03	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.03	0.1
牛の脂肪		0.07	0.2
豚の脂肪		0.07	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.07	0.2
牛の肝臓		0.7	0.8
豚の肝臓		0.7	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.7	0.8
牛の腎臓		0.7	0.8
豚の腎臓		0.7	0.8

ジカンバ(つづき)

` /			
食品名	(改	基準値 [※] (正後) ppm	残留基準値 (改正前)
a the shift hardes and the sensitive	- 1		ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.7	0.8
牛の食用部分	\bigcirc	0.7	0.1
豚の食用部分	\bigcirc	0.7	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	\bigcirc	0.7	0.1
乳	\bigcirc	0.2	0.2
鶏の筋肉		0.02	0.05
その他の家きんの筋肉		0.02	0.05
鶏の脂肪		0.04	0.05
その他の家きんの脂肪		0.04	0.05
鶏の肝臓	\bigcirc	0.07	0.05
その他の家きんの肝臓	\bigcirc	0.07	0.05
鶏の腎臓	\bigcirc	0.07	0.05
その他の家きんの腎臓	\bigcirc	0.07	0.05
鶏の食用部分	\bigcirc	0.07	0.05
その他の家きんの食用部分	\bigcirc	0.07	0.05
鶏の卵		0.01	0.05
その他の家きんの卵		0.01	0.05

1,3-ジクロロプロペン(殺虫剤)

1,0 マノトロノト マ (秋五月)		
食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	\bigcirc 0.01	
らっかせい	0.01	
ばれいしょ	0.01	
さといも類(やつがしらを含む。)	\bigcirc 0.01	
かんしょ	\bigcirc 0.01	
やまいも(長いもをいう。)	0.01	
こんにゃくいも	0.01	
てんさい	0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.01	
かぶ類の根	0.01	
かぶ類の葉	0.01	
はくさい	0.01	
キャベツ	0.01	
こまつな	0.01	
きょうな	0.01	
チンゲンサイ	0.01	
ごぼう	0.01	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.01	
その他のきく科野菜	0.01	

1, 3-ジクロロプロペン(つづき)

(336)		
	残留基準値	残留基準値
食品名	(改正後)	(改正前)
XHP E	ppm	ppm
たまねぎ	0.0	
ねぎ(リーキを含む。)	$\bigcirc \qquad 0.01$	
にんにく	\bigcirc 0.01	
にら	$\bigcirc \qquad 0.01$	
わけぎ	\bigcirc 0.0	
その他のゆり科野菜	\bigcirc 0.0	
にんじん	\bigcirc 0.0	
パセリ	$\bigcirc \qquad 0.01$	
보다!	\bigcirc 0.0	
みつば	\bigcirc 0.0	
トマト	\bigcirc 0.0	
ピーマン	0.0	
なす	0.0	
その他のなす科野菜	0.0	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	\bigcirc 0.0	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	\bigcirc 0.0	1
しろうり	\bigcirc 0.0	1
すいか	\bigcirc 0.0	1
メロン類果実	\bigcirc 0.0	1
まくわうり	\bigcirc 0.0	1
その他のうり科野菜	\bigcirc 0.0	1
ほうれんそう	\bigcirc 0.0	1
オクラ	0.0	1
しょうが	0.0	1
未成熟いんげん	\bigcirc 0.0	1
えだまめ	\bigcirc 0.0	1
その他の野菜	\bigcirc 0.0	1
いちご	\bigcirc 0.0	1
その他のハーブ	\bigcirc 0.0	1
ミネラルウォーター類	\bigcirc 0.02	0.02

シプロジニル(殺菌剤)

食	·品名	残留基 (改亚 pp	三後)	残留基準値 (改正前) ppm
小麦		\bigcirc	0.5	0.5
大麦		\bigcirc	3	2
ライ麦		\bigcirc	0.5	0.5
とうもろこし		0	0.5	0.5
そば		\bigcirc	0.5	0.5
その他の穀類		\bigcirc	0.5	0.5
大豆			0.1	0.1

シプロジニル(つづき)

シノロシニル(つつき)	T		
	残留	7基準値※	残留基準値
食品名		女正後)	(改正前)
		ppm	ppm
小豆類		0.6	
えんどう	\bigcirc	0.2	0.1
そら豆	\bigcirc	0.6	0.1
その他の豆類	\bigcirc	0.6	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0	10	10
かぶ類の葉	0	10	10
クレソン	0	50	30
はくさい	\bigcirc	<u>l</u>	1
キャベツ	\bigcirc	<u>l</u>	1
芽キャベツ		10	1
ケール こまつな		10 10	10 10
きょうな		10	10
カリフラワー		10	10
ブロッコリー	\bigcap	1	1
その他のあぶらな科野菜		10	30
チュリ		10	30
エンダイブ	Ō	50	30
しゅんぎく		50	30
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	\bigcirc	10	1
その他のきく科野菜	\bigcirc	50	30
たまねぎ	\bigcirc	0.6	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	\bigcirc	4	4
その他のゆり科野菜	0	4	3
にんじん	\bigcirc	2	0.8
パセリ	\bigcirc	50	30
セロリ	\bigcirc	30	
その他のせり科野菜トマト	\bigcirc	30	30
ピーマン	\bigcirc	0.5 0.5	0.5 0.5
なす		0.5	0.5
その他のなす科野菜		0.5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	\bigcap	0.7	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	$\tilde{\cap}$	0.7	0.2
未成熟えんどう	Ŏ	2	0.6
未成熟いんげん	O	0.5	0.5
えだまめ	\bigcirc	2	0.6
その他の野菜	\bigcirc	2	0.5
みかん	\bigcirc	0.1	0.1
なつみかんの果実全体		1	5
レモン		3	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		3	5
グレープフルーツ		3	5

シプロジニル(つづき)

シブロシニル (つつさ)			
	残留	基準値※	残留基準値
食品名		(正後)	(改正前)
		ppm	ppm
ライム		3	5
その他のかんきつ類果実		3	5
りんご	\circ	5	5
日本なし	\circ	5	5
西洋なし	0	5	5
マルメロ	\bigcirc	0.1	0.1
びわ	\bigcirc	0.1	0.1
\$ t	\bigcirc	2	2
ネクタリン なり ギ (マープリー、) たるす。)		2 2	2 2 2 2
あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。)		5	2
うめ		2	2
プラン おうとう(チェリーを含む。)		$\frac{2}{2}$	2 2
いちご	\bigcirc	5	1
ラズベリー	\bigcap	10	
ブラックベリー	$\overline{\bigcirc}$	10	2
ブルーベリー	Ö	5	2 2 3
ハックルベリー	Ō	3	3
その他のベリー類果実	0	10	10
ぶどう	\bigcirc	5	5
ぶどう かき バナナ			5
バナナ			5
キウィー パパイヤ	0	0.3	
パパイヤ		1	5
アボカド		1	5
パイナップル			5
グアバーング		1	5
マンゴー パッションフルーツ		1	5 5
その他の果実		2	3
なたね		0.03	J
その他のオイルシード		0.03	3
アーモンド		0.02	0.02
その他のナッツ類	$\widetilde{\bigcirc}$	0.02	0.02
その他のスパイス	Ĭ	15	30
その他のハーブ	Ō	50	30
牛の筋肉	Ō	0.01	0.01
豚の筋肉	\bigcirc	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	\bigcirc	0.01	0.01
牛の脂肪	$\overline{\bigcirc}$	0.01	0.01
豚の脂肪	\bigcirc	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	\bigcirc	0.01	0.01
牛の肝臓	\bigcirc	0.01	0.01

シプロジニル(つづき)

	I	
食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	\bigcirc 0.01	0.01
牛の腎臓	\bigcirc 0.01	0.01
豚の腎臓	\bigcirc 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	\bigcirc 0.01	0.01
牛の食用部分	\bigcirc 0.01	0.01
豚の食用部分	\bigcirc 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	$\bigcirc \qquad 0.01$	0.01
乳	0.0004	
鶏の筋肉	\bigcirc 0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.0004
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.0004
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.0004
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.0004
魚介類(貝類に限る。)		0.0004
魚介類(甲殻類に限る。)		0.0004
その他の魚介類		0.0004
魚介類	\bigcirc 0.03	
はちみつ	\bigcirc	0.0004
小麦ふすま	\bigcirc 2	2 5
すもも(乾燥させたもの)	•	
干しぶどう	\bigcirc 5	5

ジルパテロール(牛の増体量、飼料効率及び枝肉成績の改善)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
牛の食用部分	O.01	

セファゾリン(抗菌剤)

食品名		基準値 [※] 女正後)	残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
牛の筋肉	\bigcirc	0.05	0.05
牛の脂肪		0.05	0.05
牛の肝臓		0.05	0.05
牛の腎臓	\bigcirc	0.05	0.05
牛の食用部分		0.05	0.05
乳	\bigcirc	0.05	0.05

ナラシン(抗菌剤)

	残留基準	準値※	残留基準値
食品名	(改正	後)	(改正前)
	ppn	n	ppm
牛の筋肉		0.02	0.05
豚の筋肉	\bigcirc	0.02	
牛の脂肪		0.05	0.05
豚の脂肪	\bigcirc	0.05	
牛の肝臓		0.05	0.05
豚の肝臓	\bigcirc	0.05	
牛の腎臓		0.02	0.05
豚の腎臓	\bigcirc	0.02	
牛の食用部分	\circ	0.05	0.05
豚の食用部分	\bigcirc	0.05	
鶏の筋肉		0.02	0.1
その他の家きんの筋肉		0.02	0.1
鶏の脂肪		0.05	0.5
その他の家きんの脂肪		0.05	0.1
鶏の肝臓		0.05	0.3
その他の家きんの肝臓		0.05	0.3
鶏の腎臓		0.02	0.3
その他の家きんの腎臓		0.02	0.3
鶏の食用部分		0.05	0.3
その他の家きんの食用部分		0.05	0.3

ブプロフェジン(殺虫剤)

食品名	残留	'基準値 [※] 女正後)	残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
米(玄米をいう。)		0.5	0.5
小麦	\bigcirc	0.3	0.3
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	\bigcirc	13	13
その他のきく科野菜	\bigcirc	3	3
トマト		1	1

ブプロフェジン(つづき)

7747 (-7-75)			
食品名		基準値 [※] 女正後)	残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
ピーマン	\cap	2	0.5
なす		1	1
その他のなす科野菜		10	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)		10	0.0
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0	$\frac{1}{0.7}$	0.5
	0		
しろうり	0	0.7	0.5
すいか	0	0.5	0.5
メロン類果実	0	0.5	0.5
まくわうり	0	0.5	0.5
その他のうり科野菜	\circ	0.7	0.5
未成熟えんどう	\circ	0.02	0.02
みかん	0	0.3	0.3
なつみかんの果実全体	\bigcirc	1	0.3
レモン	\bigcirc	3	2.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0	2	2
グレープフルーツ	0	3	2.5
ライム	0	3	2.5
その他のかんきつ類果実	0	3	2.5
りんご	0	3	2
日本なし	\bigcirc	6	2
西洋なし	0	6	4.0
マルメロ	0	4	4.0
びわ	0	4	4.0
tt	$\overline{\bigcirc}$	1	1.0
ネクタリン	$\overline{\bigcirc}$	9	1.9
あんず(アプリコットを含む。)		0.7	0.7
すもも(プルーンを含む。)		2	1.9
う00077 フ を目む。7 うめ		5	1.9
プログログログログ おうとう(チェリーを含む。)		5 5	1.9
いちご		3	1.9
という		J	1
ぶどう かき バナナ		<u></u>	1
// ⁻ さ		1	1
/ハリリ ナウ .		0.3	0.2
キウィー		0.5	0.5
パパイヤ	0	0.9	0.9
アホカド	O	0.3	0.3
クアバ	0	0.3	0.3
アボカド グアバ マンゴー パッションフルーツ	\bigcirc	0.9	0.9
バッションフルーツ	\bigcirc	2	2
その他の果実	\bigcirc	5	0.7
綿実	Ō	0.4	0.35
くり アーモンド		0.02	0.02
アーモンド	\bigcirc	0.05	0.05 20
茶	\bigcirc	30	20
		_	

ブプロフェジン(つづき)

食品名		基準値 [※] (正後)	残留基準値 (改正前)
]	ppm	ppm
その他のスパイス	\bigcirc	5	5
その他のハーブ	\bigcirc	3	3
牛の筋肉	\bigcirc	0.05	0.05
豚の筋肉	\bigcirc	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	\bigcirc	0.05	0.05
牛の脂肪	\bigcirc	0.1	0.1
豚の脂肪	\bigcirc	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	\bigcirc	0.1	0.1
牛の肝臓	\bigcirc	0.1	0.1
豚の肝臓	\bigcirc	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	\bigcirc	0.1	0.1
牛の腎臓	\bigcirc	0.05	0.05
豚の腎臓	\bigcirc	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	\bigcirc	0.05	0.05
牛の食用部分	\bigcirc	0.1	0.1
豚の食用部分	\circ	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	\bigcirc	0.1	0.1
乳	\bigcirc	0.02	0.02
魚介類	\bigcirc	0.2	0.2
干しぶどう	\bigcirc	2	
とうがらし(乾燥させたもの)	\bigcirc	10	

ペンチオピラド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.2	
大麦	\bigcirc 0.2	
ライ麦	\bigcirc 0.2	
とうもろこし	\bigcirc 0.02	
そば	\bigcirc 0.2	
その他の穀類	\bigcirc 0.8	
大豆	\bigcirc 0.4	
小豆類	\bigcirc 0.4	
えんどう	0.4	
そら豆	\bigcirc 0.4	
らっかせい	0.04	
その他の豆類	0.4	
ばれいしょ	0.06	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.06	
かんしょ	0.06	
やまいも(長いもをいう。)	0.06	

ペンチオピラド(つづき)

	建切	基準値※	残留基準値
食品名		左手順 女正後)	(改正前)
及叫石			
その他のいも類		ppm 0.06	ppm
		0.06	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	\bigcirc	30	
かぶ類の葉	0	50	
クレソン	\bigcirc	30	
はくさい	0	30	0.5
キャベツ	\bigcirc	5	0.7
芽キャベツ	\bigcirc	5	
ケール	\bigcirc	50	
こまつな	<u> </u>	50	
きょうな	\circ	50	
チンゲンサイ	\bigcirc	50	
カリフラワー	\bigcirc	5	
ブロッコリー	\bigcirc	5	
その他のあぶらな科野菜		50	
チコリ	\bigcirc	30	
エンダイブ	Ō	30	
しゅんぎく	$\overline{\bigcirc}$	30	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	\bigcirc	30	20
その他のきく科野菜	\bigcap	30	
たまねぎ	\bigcirc	0.7	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	\bigcirc	4	3
アスパラガス	\bigcirc	0.3	0.3
その他のゆり科野菜		4	0.0
にんじん		0.6	
パセリ		30	
セロリ		30	
その他のせり科野菜		30	
			0
トマトピーマン		3	2
	\bigcirc	3	2
なす その他のなす科野菜	\bigcirc	3	1
ての他のなり科野采	\bigcirc	30	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	\bigcirc	0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	\bigcirc	0.5	
しろうり すいか	\bigcirc	0.5	
すいか	Ō	0.05	0.05
メロン類果実	0	0.05	0.05
その他のうり科野菜ほうれんそう	0	30	
	\bigcirc	30	
オクラ	\bigcirc	2	
しょうが		0.06	
しょうが 未成熟えんどう	\bigcirc	4	
未成熟いんげん	\bigcirc	4	
えだまめ	\bigcirc	4	

ペンチオピラド(つづき)

Ψ / Λ c / 1 (3 3 c)	1		
食品名	残留基 (改	表準値 [※] 正後)	残留基準値 (改正前)
		pm	ppm
しいたけ	0	2	11
その他のきのこ類	0	2	
その他の野菜	\circ	30	
みかん りんご		0.5	0.5
	\bigcirc	2	2
日本なし	\bigcirc	3	3
西洋なし	\circ	3	3
マルメロ	\bigcirc	0.5	
t t	\bigcirc	0.2	0.2
ネクタリン	\circ	4	2
あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。)	\circ	4	
すもも(プルーンを含む。)	0	4	
うめ	0	4	
おうとう(チェリーを含む。)	\circ	5	5
いちご	\circ	3	2
ブルーベリー	\circ	3	
クランベリー	\circ	3	
その他のベリー類果実 ぶどう	\circ	3	
<i>ぶどう</i>	0	10	10
かき	0	3	3
その他の果実	0	3	
ひまわりの種子	0	2	
綿実	0	2	
なたね	0	2	
ぎんなん	0	0.05	
< 5	0	0.06	
ペカン	0	0.06	
アーモンド	0	0.06	
くるみ	0	0.06	
その他のナッツ類	0	0.06	
その他のスパイス	0	15	15
その他のハーブ	\bigcirc	50	

ボスカリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値※	(改正前)
	ppm	ppm
小麦	\bigcirc 0.7	
大麦	\bigcirc 3	3
ライ麦	\bigcirc 0.5	
とうもろこし	\bigcirc 0.1	
そば	0.1	

ホ スカット (* フ* フさ)			
食品名		了基準値 [※] 改正後)	残留基準値 (改正前)
	(-	ppm	ppm
その他の穀類		0.5	ppm
大豆		3	2
小豆類		3	$\frac{2}{2.5}$
えんどう		3	2.5
そら豆		3	$\frac{2.5}{2.5}$
らっかせい		1	0.05
その他の豆類	$\overline{\bigcirc}$	3	2.5
ばれいしょ	\bigcirc	2	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	\bigcirc	2	0.05
かんしょ	\bigcirc	2	0.05
やまいも(長いもをいう。)	$\overline{\bigcirc}$	2	0.05
こんにゃくいも	Ŏ	2	0.00
その他のいも類	Ŏ	2	0.05
てんさい	Ō	2	2.2.0
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	Ö	2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	O	40	
かぶ類の根	0	2	
かぶ類の葉	0	40	10
西洋わさび	0	2	0.7
クレソン	0	40	
はくさい	\circ	40	3.0
キャベツ	\circ	5	3.0
芽キャベツ	\circ	5	3.0
ケール	\circ	40	18
こまつな	\circ	40	18
きょうな	\circ	40	18
チンゲンサイ	\circ	40	18
カリフラワー	\circ	5	3.0
ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	\circ	5	3.0
その他のあぶらな科野菜	\circ	40	18
ごぼう	\bigcirc	2	0.7
サルシフィー アーティチョーク	\bigcirc	2	0.7
アーティチョーク	\bigcirc	30	
チコリ	\circ	40	
チコリ エンダイブ しゅんぎく	\circ	40	
しゅんぎく	0	40	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0	40	20
その他のきく科野菜	0	40	2
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	\bigcirc	5	3.0
ねさ(リーキを含む。)	\bigcirc	5	3.0
にんにく	\bigcirc	5	3.0
126 127.05.157	\bigcirc	3	3.0
アスパラガス	\bigcirc	30	
わけぎ	\bigcirc	5	

ホスカリト(つつさ) 	T		
	建以	₽基準値 [※]	残留基準値
食品名		医平恒 收正後)	(改正前)
及叫力	(-	ppm	
その他のゆり科野菜		30	9pm 3.0
にんじん		2	0.7
パースニップ		$\frac{2}{2}$	0.7
セロリ		30	25
その他のせり科野菜		5	0.7
トマト		5	5
ピーマン	$\overline{\bigcirc}$	10	10
なす	\bigcirc	3	2
その他のなす科野菜	\bigcirc	40	15
きゅうり(ガーキンを含む。)	\bigcirc	5	5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	$\overline{\bigcirc}$	3	1.6
しろうり	$\overline{\bigcirc}$	3	1.6
すいか	Ö	2	1.6
メロン類果実	Ö	2	1.6
まくわうり	Ō	2	1.6
その他のうり科野菜	Ō	40	1.6
ほうれんそう	\bigcirc	40	
たけのこ	\circ	30	1.6
オクラ	\circ	3	
しょうが	\bigcirc	0.05	0.05
未成熟えんどう	\circ	5	5
未成熟いんげん	\circ	5	1.6
えだまめ	\bigcirc	3	2.0
その他の野菜	\bigcirc	40	1.6
みかん	\circ	1	1
なつみかんの果実全体	\bigcirc	10	10
レモン	0	10	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0	10	10
グレープフルーツ	0	10	10
ライム	\bigcirc	10	10
その他のかんきつ類果実	\bigcirc	10	10
りんご		2	3.0
日本なし西洋なし	\bigcirc	3	3.0
四件なし	\bigcirc	3	3.0
マルメロ びわ	\bigcirc	3	3.0
7 7 ()(1)	\bigcirc	3	3.0
もも シカカル /		0.2	0.2
ネクタリン なり ギ(アプロコットな今ま。)	\bigcirc	3	3 3
あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。)		10	
うめ		3	3 3 3 15
フペラ おうとう(チェリーを含む。)		3	<u>)</u>
いちご		<u>3</u> 15	ے 1 ہے
V 'り_	\cup	15	19

ホスカリト(*プづさ)			
	7 1 17	1甘淮は※	建 切甘淮陆
食品名		7基準値 [※] 改正後)	残留基準値 (改正前)
及四名	(Ļ	-	
ラズベリー		ppm	ppm
•		10	3.5
ブラックベリー	\bigcirc	10	3.5 3.5
ブルーベリー クランベリー		10	3.0
ハックルベリー		10 10	3.5
その他のベリー類果実		10	
ぶどう		10	3.5 10
かき		10	10
バナナ		0.6	0.2
その他の果実		10	1.2
ひまわりの種子		10	0.6
ごまの種子	\bigcirc	1	0.0
べにばなの種子		1	
綿実		1	
なたね	\bigcirc	4	3.5
その他のオイルシード		1	0.0
ぎんなん	\bigcirc	0.05	0.05
ζη	$\overline{}$	0.7	0.70
くり ペカン	\bigcirc	0.7	0.70
アーモンド	\bigcirc	0.7	0.70
くるみ	\bigcirc	0.7	0.70
くるみ その他のナッツ類 茶	\bigcirc	1	1
茶	\bigcirc	10	
コーヒー豆	Ō	0.05	0.05
ホップ	0	60	35
その他のスパイス	\bigcirc	40	40
その他のハーブ	\bigcirc	40	
牛の筋肉	\bigcirc	0.2	0.10
豚の筋肉	\circ	0.2	
羊の筋肉			0.10
馬の筋肉			0.10
山羊の筋肉			0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)			0.05
の筋肉			0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	\bigcirc	0.2	
牛の脂肪	0	0.7	0.30
豚の脂肪	\circ	0.7	0.10
羊の脂肪			0.30
馬の脂肪			0.30
山羊の脂肪			0.30
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) の脂肪			0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.7	
		_	

度品名	<i>ホスカット(*)*)さ)</i>	1		
中の肝臓	食品名			
中の肝臓		1	ppm	ppm
FROFF Image	牛の肝臓			
革の肝臓 0.35 山羊の肝臓 0.35 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 0.2 牛の腎臓 0.2 上羊の腎臓 0.2 上空の腎臓 0.35 馬の腎臓 0.35 上羊の腎臓 0.35 医の腎臓 0.35 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 0.2 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 0.2 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 0.2 おの食用部分 0.35 馬の食用部分 0.35 大の他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 0.02 その他の家きんの筋肉 0.02 鶏の肝臓 0.02 その他の家きんの腎臓 0.02 郷の食用部分 0.02 その他の家きんのの用部分 0.02 鶏の卵 0.02 その他の家きんの卵 0.02 こののまたいのより 0.02 この2 0.02		$\overline{\bigcirc}$		
馬の肝臓				
山羊の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ● 0.2 中の腎臓 ● 0.2 中の腎臓 ● 0.2 中の腎臓 ● 0.2 0.35 豚の腎臓 ● 0.2 0.35 馬の腎臓 ● 0.35 この他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) の腎臓 ● 0.2 中の食用部分 ● 0.2 中の食用部分 ● 0.2 中の食用部分 ● 0.2 中の食用部分 ● 0.2 0.35 馬の食用部分 ● 0.2 中の食用部分 ● 0.2 中の食用部分 ● 0.2 0.35 馬の食用部分 ● 0.2 0.10 羊の食用部分 ● 0.2 0.35 馬の食用部分 ● 0.2 0.10 羊の食用部分 ● 0.2 0.10 を使哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) の食用部分 ● 0.2 0.35 馬の食用部分 ● 0.02 0.35 の食用部分 ● 0.02 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ● 0.02 第の脂肪 ● 0.02 第の脂肪 ● 0.02 第の脂肪 ● 0.02 第の肝臓 ● 0.02 第の肝臓 ● 0.02 第の肝臓 ● 0.02 第の腎臓 ● 0.02 0.10 その他の家きんの肝臓 鶏の腎臓 ● 0.02 0.10 その他の家きんの腎臓 ● 0.02 9.05 その他の家きんの腎臓 ● 0.02 9.01 その他の家きんの卵				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ● 0.2 0.35 豚の腎臓 0.2 0.10 羊の腎臓 0.35 馬の腎臓 0.35 山羊の腎臓 0.35 上羊の腎臓 0.35 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の腎臓 0.2 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 0.2 キの食用部分 0.2 第の食用部分 0.35 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の食用部分 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 0.02 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 0.02 その他の家きんの筋肉 0.02 鶏の脂肪 0.02 その他の家きんの脂肪 0.02 鶏の腎臓 0.02 その他の家きんの肝臓 0.02 鶏の腎臓 0.02 その他の家きんの腎臓 0.02 鶏の腎臓 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 その他の家きんの卵 0.02 その他の家きんの卵 0.02 その他の家きんの卵 0.02 その他の家きんの卵 0.02 その他の家きんの卵 0.02 その他の家きんの卵 0.02 その他の家	その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)			
中の腎臓			0.0	
下の腎臓				0.25
羊の腎臓 0.35 川羊の腎臓 0.35 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 0.2 牛の食用部分 0.2 豚の食用部分 0.2 山羊の食用部分 0.35 馬の食用部分 0.35 山羊の食用部分 0.35 本の他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 0.0 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 0.0 その他の家きんの筋肉 0.02 鶏の脂肪 0.02 その他の家きんの脂肪 0.02 その他の家きんの肝臓 0.02 鶏の腎臓 0.02 その他の家きんの腎臓 0.02 鶏の腎臓 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 その他の家きんの卵 0.02				
馬の腎臓 山羊の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ● 0.2 中の食用部分 中の食用部分		\cup	0.2	0.10
□羊の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ● 0.2 牛の食用部分 ● 0.2 0.35 豚の食用部分 ● 0.2 0.10 羊の食用部分 ● 0.35 馬の食用部分 ● 0.35 馬の食用部分 ● 0.35 の食用部分 ● 0.35 の食用部分 ● 0.035 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ● 0.02 乳の筋肉 ● 0.02 0.05 その他の家きんの筋肉 ● 0.02 0.05 その他の家きんの脂肪 ● 0.02 0.05 その他の家きんの脂肪 ● 0.02 0.05 その他の家きんの肝臓 ● 0.02 0.10 その他の家きんの腎臓 ● 0.02 0.10				
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ● 0.2 中の食用部分 ● 0.2 0.35 豚の食用部分 ● 0.2 0.10 羊の食用部分 ● 0.2 0.10 羊の食用部分 ● 0.35 馬の食用部分 ● 0.35 馬の食用部分 ● 0.35 の食用部分 ● 0.35 の食用部分 ● 0.35 の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ● 0.02 乳の筋肉 ● 0.02 鶏の脂肪 ● 0.02 鶏の脂肪 ● 0.02 の0.02 鶏の肝臓 ● 0.02 の0.02 鶏の肝臓 ● 0.02 の0.02 鶏の腎臓 ● 0.02 の0.02 鶏の腎臓 ● 0.02 その他の家きんの腎臓 鶏の腎臓 ● 0.02 その他の家きんの腎臓 鶏の卵下臓 ● 0.02 ● 0.02 ほの卵 の0.02 ● 0.03	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ● 0.2 中の食用部分 ● 0.2 0.35 豚の食用部分 ● 0.2 0.10 羊の食用部分 ● 0.2 0.35 馬の食用部分	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			0.55
牛の食用部分 0.2 0.35 豚の食用部分 0.35 馬の食用部分 0.35 山羊の食用部分 0.35 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)の食用部分 0.02 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 0.1 乳の筋肉 0.02 その他の家きんの筋肉 0.02 鶏の脂肪 0.02 その他の家きんの脂肪 0.02 その他の家きんの肝臓 0.02 その他の家きんの腎臓 0.02 鶏の腎臓 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 鶏の卵 0.02 その他の家きんの卵 0.02 干しぶどう 10	の腎臓			0.05
豚の食用部分	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	•	0.2	
羊の食用部分 0.35 山羊の食用部分 0.35 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) 0.05 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 0.02 乳 0.01 鶏の筋肉 0.02 その他の家きんの筋肉 0.02 鶏の脂肪 0.02 その他の家きんの脂肪 0.02 鶏の肝臓 0.02 その他の家きんの肝臓 0.02 その他の家きんの腎臓 0.02 その他の家きんの腎臓 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 その他の家きんの卵 0.02 こののの変きんの卵 0.02 この他の家きんの卵 0.02 この他の家きんの卵 0.02 この他の家きんの卵 0.02 この他の家きんの卵 0.02	牛の食用部分		0.2	0.35
馬の食用部分 0.35 山羊の食用部分 0.35 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 0.02 乳 0.1 鶏の筋肉 0.02 その他の家きんの筋肉 0.02 鶏の脂肪 0.02 その他の家きんの脂肪 0.02 鶏の肝臓 0.02 その他の家きんの肝臓 0.02 鶏の腎臓 0.02 その他の家きんの腎臓 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 その他の家きんのの家きんの食用部分 0.02 その他の家きんの卵 0.02 こののの窓 0.02 この他の家きんの卵 0.02 この他の家きんの卵 0.02 この他の家きんの卵 0.02 この他の家きんの卵 0.02 この他の家きんの卵 0.02	豚の食用部分	\circ	0.2	0.10
山羊の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 乳 のいり 乳の筋肉 その他の家きんの筋肉 のいり 乳の脂肪 のいり その他の家きんの脂肪 のいり その他の家きんの脂肪 のいり その他の家きんの肝臓 のいり その他の家きんの肝臓 のいり その他の家きんの腎臓 のいり その他の家きんの腎臓 のいり このと 鶏の腎臓 のいり その他の家きんの腎臓 のいり その他の家きんの腎臓 のいり その他の家きんの肉腫 のいり その他の家きんの肉腫 のいり その他の家きんの肉腫 のいり このし のいり のいり のいり このし のいり このし のいり このし のいり このし のいり このし	羊の食用部分			
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。) の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ① 0.1 鶏の筋肉 ② 0.02 ② 0.05 その他の家きんの筋肉 ② 0.02 鶏の脂肪 ② 0.02 ③の肝臓 ② 0.02 ③の肝臓 ② 0.02 ③の腎臓 ② 0.02 ③の腎臓 ② 0.02 ③の性の家きんの腎臓 ③ 0.02 ③の食用部分 ② 0.02 ③のののの変きんの腎臓 ③ 0.02 ③ののの変きんの腎臓 ③ 0.02 ③ののの変きんの腎臓 ③ 0.02 ③ののの変きんの腎臓 ③ 0.02 ③ののの変きんの腎臓 ③ 0.02 ③ののの変きんの食用部分 ③ 0.02 ③ののの変きんの食用部分 ③ 0.02 ③ののの変きんの卵 ○ 0.02	馬の食用部分			
の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ① 0.2 乳 の筋肉 その他の家きんの筋肉 ② 0.02 鶏の脂肪 ② 0.02 鶏の脂肪 ② 0.02 鶏の肝臓 ② 0.02 鶏の肝臓 ② 0.02 乳の腎臓 ② 0.02 鶏の腎臓 ② 0.02 鶏の腎臓 ② 0.02 乳の食用部分 ② 0.02 乳の食用部分 ② 0.02 乳ののの変きんの腎臓 ② 0.02 乳の食用部分 ② 0.02 乳ののの変きんの食用部分 ② 0.02 乳の卵 この他の家きんの食用部分 ③ 0.02 乳の卵 ② 0.10 その他の家きんの食用部分 ③ 0.02 乳の卵 ○ 0.02 乳の卵 ○ 0.02 その他の家きんの卵 干しぶどう ○ 10 10	山羊の食用部分			0.35
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 0.2 乳の筋肉 0.02 その他の家きんの筋肉 0.02 鶏の脂肪 0.02 その他の家きんの脂肪 0.02 鶏の肝臓 0.02 その他の家きんの肝臓 0.02 その他の家きんの腎臓 0.02 その他の家きんの腎臓 0.02 みの食用部分 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 その他の家きんの食用部分 0.02 その他の家きんの印 0.02 その他の家きんの卵 0.02 この2 0.02 その他の家きんの卵 0.02 この2 0.02 この2 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.05</td>				0.05
 乳の筋肉 の.02 の.05 その他の家きんの筋肉 の.02 鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪 の.02 鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓 の.02 鶏の腎臓 の.02 鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分 の.02 鶏の卵 の.02 この也の家きんの食用部分 ○ 0.02 この也の家きんの食用部分 ○ 0.02 この2 この3 この4 この4 この2 この4 この4 この4 この5 この6 この6 この6 この6 この7 この6 この6 この7 この6 この6 この7 この6 この7 この6 この7 この6 この7 この6 この7 この6 この7 この7 この6 この7 この7 この6 この7 この7 この7 この7 <			0.2	
鶏の筋肉0.020.05その他の家きんの筋肉0.020.05鶏の脂肪0.020.05その他の家きんの脂肪0.020.10その他の家きんの肝臓0.020.10その他の家きんの腎臓0.020.10その他の家きんの食用部分0.020.10その他の家きんの食用部分0.020.02鶏の卵0.020.02その他の家きんの卵0.020.02干しぶどう1010	到。			0.10
その他の家きんの筋肉○ 0.02鶏の脂肪0.020.05その他の家きんの脂肪○ 0.020.10その他の家きんの肝臓○ 0.020.10その他の家きんの腎臓○ 0.020.10その他の家きんの腎臓○ 0.020.10その他の家きんの食用部分○ 0.020.10その他の家きんの食用部分○ 0.020.02このゆっち○ 0.020.02この他の家きんの卵○ 0.020.02この他の家きんの卵○ 0.020.02この他の家きんの卵○ 0.020.02このして○ 0.020.				
鶏の脂肪0.020.05その他の家きんの脂肪0.020.10鶏の肝臓0.020.10その他の家きんの腎臓0.020.10その他の家きんの腎臓0.020.10その他の家きんの食用部分0.020.10その他の家きんの食用部分0.020.02鶏の卵0.020.02その他の家きんの卵0.020.02干しぶどう1010	7.4			0.00
その他の家きんの脂肪 ○ 0.02 鶏の肝臓 ○ 0.02 その他の家きんの肝臓 ○ 0.02 鶏の腎臓 ○ 0.02 その他の家きんの腎臓 ○ 0.02 鶏の食用部分 ○ 0.02 その他の家きんの食用部分 ○ 0.02 鶏の卵 ○ 0.02 その他の家きんの卵 ○ 0.02 干しぶどう ○ 10	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			0.05
鶏の肝臓0.020.10その他の家きんの肝臓0.020.10鶏の腎臓0.020.10その他の家きんの腎臓0.020.10その他の家きんの食用部分0.020.10鶏の卵0.020.02その他の家きんの卵0.020.02干しぶどう1010				0.00
その他の家きんの肝臓○ 0.02鶏の腎臓○ 0.020.10その他の家きんの腎臓○ 0.020.10鶏の食用部分○ 0.020.10その他の家きんの食用部分○ 0.020.02その他の家きんの卵○ 0.020.02干しぶどう○ 1010				0.10
鶏の腎臓0.020.10その他の家きんの腎臓0.02鶏の食用部分0.020.10その他の家きんの食用部分0.02鶏の卵0.020.02その他の家きんの卵0.020.02干しぶどう1010	その他の家きんの肝臓	$\overline{\bigcirc}$		
その他の家きんの腎臓○ 0.02鶏の食用部分● 0.020.10その他の家きんの食用部分○ 0.020.02鶏の卵○ 0.020.02その他の家きんの卵○ 0.020.02干しぶどう○ 1010				0.10
鶏の食用部分① 0.020.10その他の家きんの食用部分② 0.02鶏の卵② 0.020.02その他の家きんの卵③ 0.02干しぶどう○ 1010		$\overline{\bigcirc}$		
その他の家きんの食用部分○ 0.02鶏の卵○ 0.020.02その他の家きんの卵○ 0.02干しぶどう○ 1010				0.10
鶏の卵○ 0.020.02その他の家きんの卵○ 0.02干しぶどう○ 1010		Ō		
その他の家きんの卵〇 0.02干しぶどう〇 1010				0.02
干しぶどう 〇 10 10				
		\bigcirc		10
		\bigcirc	10	

食品名	残留基準値 ^{**} (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
落花生油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落 花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有す ると認められる食用油に限る。)	O 0.2	0.15
なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	O 5	5.0

マンジプロパミド(殺菌剤)

食品名 (改正後) (改正的) (改正的) (政正的) (政正的) (政元) (大豆 (シー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	インノロハミハ(权国別)	_		
大豆	食品名	(改	正後)	(改正前)
小豆類 ○ 0.1 0.1 0.1 はれいしょ ○ 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.	大百			
ばれいしょ				
さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ	·	\bigcirc		
がんしょ				
やまいも(長いもをいう。) ○ 0.01 0.01 その他のいも類 ○ 0.01 0.01 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 ○ 25 25 かぶ類の葉 ○ 25 25 クレソン ○ 25 25 はくさい ○ 25 5 キャベツ ○ 3 3 ケール ○ 25 25 こまつな ○ 25 25 きょうな ○ 25 25 ランゲンサイ ○ 25 25 カリフラワー ○ 3 3 ブロッコリー ○ 3 3 その他のあぶらな科野菜 ○ 25 25 エンダイブ ○ 25 25 しゅんぎく ○ 25 25 こり 25 25 こり 25 25 こち				
その他のいも類 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	カイルしょ	\bigcirc		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉				
かぶ類の葉 クレソン				
クレソン				
はくさい キャベツ				
キャベツ 3 3 芽キャベツ 0 3 3 ケール 0 25 25 こまつな 0 25 25 きょうな 0 25 25 チンゲンサイ 0 25 20 カリフラワー 0 3 3 ブロッコリー 0 5 3 その他のあぶらな科野菜 0 25 25 エンダイブ 0 25 25 しゅんぎく 0 25 25 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) 0 25 25 その他のきく科野菜 0 0 0 0 たまねぎ 0 0 0 0 0 0 たんにく 0 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
芽キャベツ ○ 3 3 ケール ○ 25 25 こまつな ○ 25 25 きょうな ○ 25 25 チンゲンサイ ○ 25 20 カリフラワー ○ 3 3 ブロッコリー ○ 5 3 その他のあぶらな科野菜 ○ 25 25 エンダイブ ○ 25 25 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) ○ 25 25 その他のきく科野菜 ○ 25 25 たまねぎ ○ 0.1 0.1 ねぎ(リーキを含む。) ○ 7 7 にんにく ○ 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 7 3 パセリ ○ 20 20	• • =			
ケール ○ 25 25 こまつな ○ 25 25 きょうな ○ 25 25 チンゲンサイ ○ 25 20 カリフラワー ○ 3 3 ブロッコリー ○ 5 3 その他のあぶらな科野菜 ○ 25 25 チコリ ○ 25 25 エンダイブ ○ 25 25 しゅんぎく ○ 25 25 レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。) ○ 25 25 その他のきく科野菜 ○ 0.1 0.1 にまれぎ ○ 0.1 0.1 にんにく ○ 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 7 3 パセリ ○ 20 20				
こまつな ○ 25 25 きょうな ○ 25 25 チンゲンサイ ○ 25 20 カリフラワー ○ 3 3 ブロッコリー ○ 5 3 その他のあぶらな科野菜 ○ 25 25 チコリ ○ 25 25 エンダイブ ○ 25 25 しゅんぎく ○ 25 25 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) ○ 25 25 その他のきく科野菜 ○ 0.1 0.1 たまねぎ ○ 0.1 0.1 ねぎ(リーキを含む。) ○ 7 7 にんにく ○ 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 ○ 7 3 パセリ ○ 20 20		$\overline{}$		
きょうな ○ 25 25 チンゲンサイ ○ 25 20 カリフラワー ○ 3 3 ブロッコリー ○ 5 3 その他のあぶらな科野菜 ○ 25 25 チコリ ○ 25 25 エンダイブ ○ 25 25 しゅんぎく ○ 25 25 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) ○ 25 25 その他のきく科野菜 ○ 0.1 0.1 たまねぎ ○ 0.05 0.05 たんにく ○ 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 ○ 7 3 パセリ ○ 20 20		0		
チンゲンサイ ○ 25 20 カリフラワー ○ 3 3 ブロッコリー ○ 5 3 その他のあぶらな科野菜 ○ 25 25 チコリ ○ 25 25 エンダイブ ○ 25 25 しゅんぎく ○ 25 25 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) ○ 25 25 その他のきく科野菜 ○ 0.1 0.1 たまねぎ ○ 0.05 0.05 たんにく ○ 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 7 3 パセリ 20 20		0		
カリフラワー フロッコリー その他のあぶらな科野菜	さよりな インパン・ルーク	0		
プロッコリー その他のあぶらな科野菜		$\bigcup_{i=1}^{n}$		
その他のあぶらな科野菜 ○ 25 25 チコリ ○ 25 25 エンダイブ ○ 25 25 しゅんぎく ○ 25 25 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) ○ 25 25 その他のきく科野菜 ○ 25 25 たまねぎ ○ 0.1 0.1 はぎ(リーキを含む。) ○ 7 7 にんにく ○ 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 ○ 7 3 パセリ ○ 20 20		\bigcirc		
チコリ ○ 25 25 エンダイブ ○ 25 25 しゅんぎく ○ 25 25 レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) ○ 25 25 その他のきく科野菜 ○ 0.1 0.1 たまねぎ ○ 0.1 0.1 ねぎ(リーキを含む。) ○ 7 7 にんにく ○ 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 ○ 7 3 パセリ ○ 20 20		0	_	
エンダイブ しゅんぎく しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜 ついまねぎ たまねぎ たまねぎ のいまでは、 この他のものものものものものものものものものものものものものものものものものもの		0		
しゅんぎく		0		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) ○ 25 25 その他のきく科野菜 ○ 0.1 0.1 たまねぎ ○ 0.1 0.1 ねぎ(リーキを含む。) ○ 7 7 にんにく ○ 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 ○ 7 3 パセリ ○ 20 20		0		25
その他のきく科野菜 ○ 25 25 たまねぎ ○ 0.1 0.1 ねぎ(リーキを含む。) ○ 7 7 にんにく ○ 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 ○ 7 3 パセリ ○ 20 20	しゅんぎく	\circ		
たまねぎ 0.1 0.1 ねぎ (リーキを含む。) 7 7 にんにく 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 7 3 パセリ 20 20		\circ		
ねぎ(リーキを含む。) 0 7 7 にんにく 0 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 0 7 3 パセリ 0 20 20		\bigcirc	25	25
にんにく 0.05 0.05 その他のゆり科野菜 7 3 パセリ 20 20		\bigcirc	0.1	0.1
その他のゆり科野菜 0 7 3 パセリ 0 20 20		\bigcirc	7	7
パセリ ○ 20 20	にんにく	\bigcirc	0.05	0.05
/ = ·	その他のゆり科野菜	\bigcirc	7	3
	パセリ	\bigcirc	20	20
	セロリ	Ō	20	20

マンジプロパミド(つづき)

	1		
食品名	残留 (改	基準値 [※] (正後)	残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	\bigcirc	2	2
ピーマン	\bigcirc	2	2
なす	Ō	2	2
その他のなす科野菜	0	25	25
きゅうり(ガーキンを含む。)	Ō	0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	Ō	0.3	
しろうり	Ō	0.3	0.3
すいか	0	0.3	0.3
メロン類果実	Ō	0.3	0.3
まくわうり	Ō	0.3	0.3
その他のうり科野菜	Ō	25	25
ほうれんそう	0	25	25
オクラ	0	1	1
しょうが	0	0.01	0.01
その他の野菜	Ō	25	25
みかん	Ö	0.3	
なつみかんの果実全体	\bigcirc	3	
レモン	\bigcirc	3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	\bigcirc	3	
グレープフルーツ	\bigcirc	3	
ライム	\bigcirc	3	
その他のかんきつ類果実	\bigcirc	3	
その他のかんきつ類果実 いちご	\bigcirc	5	
ぶどう	\bigcirc	3	3
その他の果実	\bigcirc	1	1
ホップ	\bigcirc	50	50
その他のスパイス	\bigcirc	10	
その他のハーブ	\bigcirc	25	20
干しぶどう	Ō	5	5
とうがらし(乾燥させたもの)		10	10

モネンシン(抗菌剤)

食品名	残留基準値※(改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.01	0.05
豚の筋肉	•	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	• 0.01	0.05
牛の脂肪	0.1	0.05
豚の脂肪	•	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.05
牛の肝臓	0.1	0.05

モネンシン(つづき)

食品名	残留基準値**	残留基準値 (改正前)
Hard at Hard Builds	ppm	ppm
豚の肝臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	• 0.02	
牛の腎臓	• 0.01	0.05
豚の腎臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.05
牛の食用部分	0.1	0.05
豚の食用部分	•	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	• 0.02	0.05
乳	• 0.002	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.5
その他の家きんの筋肉	0.01	0.5
鶏の脂肪	0.1	0.5
その他の家きんの脂肪	0.1	0.5
鶏の肝臓	0.01	0.5
その他の家きんの肝臓	0.01	0.5
鶏の腎臓	0.01	0.5
その他の家きんの腎臓	0.01	0.5
鶏の食用部分	0.01	0.5
その他の家きんの食用部分	0.01	0.5

モリネート(除草剤)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	\bigcirc 0.1	0.1
	0.1	0.02
小麦 大麦		
人友		0.02
ライ麦		0.02
とうもろこし		0.02
そば		0.02
その他の穀類		0.02
大豆	•	0.02
小豆類	•	0.02
えんどう		0.02
そら豆		0.02
そら豆 らっかせい		0.02
その他の豆類	•	0.02
ばれいしょ	•	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02
かんしょ	•	0.02
やまいも(長いもをいう。)		0.02
こんにゃくいも	•	0.02

モリネート(つづき)

モリイート(つつさ)	<u> </u>	
	残留基準値※	残留基準値
食品名	(改正後)	(改正前)
及加力	ppm	ppm
その他のいも類	ppin	0.02
てんさい		0.02
さとうきび		0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02
かぶ類の根		0.02
かぶ類の葉		0.02
西洋わさび		0.02
クレソン		0.02
はくさい		0.02
キャベツ		0.02
芽キャベツ		0.02
ケール		0.02
こまつな		0.02
きょうな		0.02
チンゲンサイ		0.02
カリフラワー		0.02
ブロッコリー		0.02
その他のあぶらな科野菜		0.02
ごぼう		0.02
サルシフィー	•	0.02
アーティチョーク	•	0.02
チコリ	•	0.02
エンダイブ	•	0.02
しゅんぎく	•	0.02
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	•	0.02
その他のきく科野菜	•	0.02
たまねぎ	•	0.02
たよねさ ねぎ(リーキを含む。) にんにく	•	0.02
にんにく	•	0.02
		0.02
アスパラガス		0.02
わけぎ		0.02
その他のゆり科野菜		0.02
アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜 にんじん パースニップ パセリ		0.02
パースニップ		0.02
パセリ		0.02
【セロリ	•	0.02
みつば	•	0.02
その他のせり科野菜 トマト	•	0.02
トマト	•	0.02
ピーマン	•	0.02
なす		0.02
その他のなす科野菜		0.02

モリネート(つづき)

モリイート(つつさ)		
	母切世游陆*	残 留基準値
食品名	残留基準値※ (改正後)	(改正前)
	ppm	ppm 0.02
うゆうり(スーキンを占む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02
しろうり		0.02
すいか		0.02
メロン類果実		0.02
まくわうり		0.02
その他のうり科野菜		0.02
ほうれんそう		0.02
たけのこ		0.02
オクラ		0.02
しょうが		0.02
未成熟えんどう		0.02
未成熟いんげん		0.02
えだまめ		0.02
マッシュルーム		0.02
しいたけ	Ŏ	0.02
その他のきのこ類	•	0.02
その他の野菜	•	0.02
みかん	Ď	0.02
なつみかんの果実全体		0.02
レモン	•	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	•	0.02
グレープフルーツ	•	0.02
ライム	•	0.02
その他のかんきつ類果実	•	0.02
りんご		0.02
日本なし		0.02
西洋なし		0.02
マルメロ	•	0.02
びわ	•	0.02
t t	•	0.02
ネクタリン	•	0.02
あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。)	•	0.02
すもも(プルーンを含む。)	•	0.02
うめ	•	0.02
おうとう(チェリーを含む。) いちご	•	0.02
いちご	•	0.02
ラズベリー		0.02
ブラックベリー		0.02
ブルーベリー		0.02
クランベリー		0.02
ハックルベリー		0.02
その他のベリー類果実		0.02
ぶどう		0.02

モリネート(つづき)

食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
及叫石	ppm	ppm
かき	• FPIII	0.02
バナナ		0.02
キウィー	Ŏ	0.02
パパイヤ	•	0.02
アボカド	•	0.02
パイナップル	•	0.02
グアバ	•	0.02
マンゴー	•	0.02
パッションフルーツ		0.02
なつめやし		0.02
その他の果実		0.02
ひまわりの種子		0.02
ごまの種子		0.02
べにばなの種子	•	0.02
綿実	•	0.02
なたね	•	0.02
その他のオイルシード	•	0.02
ぎんなん	•	0.02
< <u>⟨り</u>	•	0.02
ペカン		0.02
アーモンド		0.02
くるみ		0.02
その他のナッツ類		0.02
茶 コーヒー豆		0.02
カカオ豆		0.02
ルルオ <u>豆</u> ホップ		0.02
^{ホッノ} その他のスパイス		0.02
その他のハーブ		0.02
魚介類	\bigcirc 0.5	0.02
ミネラルウォーター類	$\bigcirc 0.006$	0.006
	\circ 0.000	0.000

ルフェヌロン(殺虫剤)

食品名	残留	基準値 [※] 女正後)	残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
とうもろこし	\bigcirc	0.05	0.05
大豆	\circ	0.05	0.05
ばれいしょ	\bigcirc	0.02	
かんしょ	\bigcirc	0.02	0.02
てんさい	\circ	0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	\bigcirc	0.02	0.02

ルフェヌロン(つづき)

10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	建议	a基準値 [※]	残留基準値
食品名		改正後)	(改正前)
及叫扣	(1		
だいこと 短(ニゴ・ハン・た合き。) の善		ppm	ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	\bigcirc	3	3
はくさい	\bigcirc	1	1
キャベツ	\bigcirc	0.7	0.7
芽キャベツ	\bigcirc	0.5	0.5
ケール	\bigcirc	5	
こまつな	\bigcirc	5	
きょうな チンゲンサイ	\bigcirc	2	
	\bigcirc	5	
ブロッコリー	\circ	2	2
その他のあぶらな科野菜	\circ	5	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	\bigcirc	10	1
ねぎ(リーキを含む。)	\bigcirc	2	2
わけぎ	\bigcirc	1	1
トマト	\bigcirc	0.5	0.5
ピーマン		1	1
なす	\circ	0.5	0.5
その他のなす科野菜	\bigcirc	1	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	\bigcirc	0.3	0.3
すいか		0.02	
メロン類果実		0.02	
えだまめ	Ŏ	3	3
みかん	Ö	0.02	
なつみかんの果実全体	$\overline{\bigcirc}$	0.3	
レモン	$\overline{\bigcirc}$	0.3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	$\overline{\bigcirc}$	0.3	
グレープフルーツ	$\overline{\bigcirc}$	0.3	
ライム	\bigcirc	0.3	
その他のかんきつ類果実	$\overline{\bigcirc}$	0.3	
りんご	$\overline{\bigcirc}$	0.7	0.7
日本なし	$\overline{\bigcirc}$	0.5	
西洋か]	$\overline{\bigcirc}$	0.5	
いた。	$\overline{}$	1	1
いちご ぶどう 茶		1	1
<u>~ こ /</u> 茶	\bigcirc	10	10
その他のスパイス	\bigcirc	3	3
その他のハーブ		<u>5</u>	3
牛の筋肉		0.1	0.1
豚の筋肉		0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1	0.1
生の脂肪		0.1	
豚の脂肪		0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	\mathcal{C}	0.3	0.3
牛の肝臓	\bigcirc	0.02	
豚の肝臓	\cup	0.02	0.02

ルフェヌロン(つづき)

食品名	(改	基準値 [※] 正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
フの比の吐は中気に見して乳性の圧性	-		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	\bigcirc	0.02	0.02
牛の腎臓	\bigcirc	0.01	0.01
豚の腎臓	\bigcirc	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0	0.01	0.01
牛の食用部分	\bigcirc	0.02	0.02
豚の食用部分	\bigcirc	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	\bigcirc	0.02	0.02
乳	\bigcirc	0.05	0.05
鶏の筋肉	\bigcirc	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0	0.01	0.01
鶏の脂肪	\bigcirc	0.2	0.2
その他の家きんの脂肪	\bigcirc	0.2	0.2
鶏の肝臓	\bigcirc	0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	\bigcirc	0.03	0.03
鶏の腎臓	\bigcirc	0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	\bigcirc	0.02	0.02
鶏の食用部分	$\overline{\bigcirc}$	0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	\bigcirc	0.03	0.03
鶏の卵	$\overline{\bigcirc}$	0.3	0.3
その他の家きんの卵	\bigcirc	0.3	0.3

脚注

- ※ ○:平成26年8月8日施行
 - ●:平成27年2月8日施行
 - ・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準 (0.01ppm)が適用される。ただし、セファゾリン、ナラシン及びモネンシンについては、食品、添加 物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に規 定する、抗生物質に該当することから、残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中に ない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
 - ・今回基準値を設定するジカンバとは、農産物(大豆に限る。)及び畜産物にあってはジカンバ、3,6-ジクロロ-2-ヒドロキシ安息香酸(以下、この項において「代謝物B」という。)をジカンバに換算したもの及び代謝物Bの抱合体をジカンバに換算したものの和をいい、農産物(大豆を除く。)にあってはジカンバをいう。
 - ・ 今回基準値を設定する1,3ージクロロプロペンとは、1,3ージクロロプロペン(E体)及び1,3ージクロロプロペン(Z体)の和をいう。
 - ・魚介類(さけ目魚類に限る。)、魚介類(うなぎ目魚類に限る。)、魚介類(すずき目魚類に限る。)、 魚介類(その他の魚類に限る。)、魚介類(貝類に限る。)、魚介類(甲殻類に限る。)及びその他の 魚介類に設定されているシプロジニルの基準値については、これらの基準を統合して「魚介類」と して基準値を設定する。
 - ・ 今回基準値を設定するナラシンとは、ナラシンAをいう。

- ・これまでボスカリドとは、畜産物にあっては、ボスカリド、2ークロローNー(4'ークロロー5ーヒドロキシービフェニルー2ーイル)ニコチンアミド(以下、この項において「代謝物B」という。)及び代謝物Bのグルクロン酸抱合体をボスカリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあっては、ボスカリドのみをいうこととしていたが、今回基準値を設定するボスカリドとは、ボスカリドのみをいう。
- ・ 羊、馬、山羊及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)に設定されている ボスカリドの基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」と して基準値を設定する。
- ・今回基準値を設定するモネンシンとは、モネンシンAをいう。

- 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、 わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、 ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未 成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの 外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以 外のものをいう。
- 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。